

函 福 介
函 福 包
函 福 監
令和2年(2020年)3月18日

介護保険事業所 各位

函館市保健福祉部 介護保険課長
地域包括ケア推進課長
指導監査課長

新型コロナウイルス感染症に関する対応に係る月額包括報酬制の
介護サービス費の請求の考え方について

平素より本市の介護保険事業の運営にあたり、格別のご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。
さて、標記の取扱いにつきましては、国から大まかに、

- ・ 事業所が休業した場合は、その分を日割で差し引いて請求
- ・ 事業所と利用者が合意のうえでサービス利用を見送ったのであれば全額請求可

という見解が示されているところですが、実際のサービス費の算定にあたり、本市の基本的な考
え方を下記のとおりお示します。

記

1 月額包括報酬制のサービス

- ①国基準訪問型サービス
- ②国基準通所型サービス
- ③介護予防通所リハビリテーション
- ④定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- ⑤夜間対応型訪問介護
- ⑥(介護予防)小規模多機能型居宅介護
- ⑦看護小規模多機能型居宅介護

2 「休業」の定義

本市では、「休業」のパターンを、大きく2種類と考えます。

完全休業	事業所の都合により、全く営業をしていない状態。
一部休業	利用者の身体状況や、利用者の利用見送りの希望等に応じて、サービス提供する・しないを分けるなどして営業している状態。 〔 基本的には利用希望者には何らかの形でサービス提供を行わなければならないため、 <u>サービスを提供しない場合、当然ながら、その方の同意を得る必要があります。</u> 〕

3 それぞれの休業の状態における算定の考え方

完全休業の 場 合	月の計画に定めた回数のサービスについて… <ul style="list-style-type: none"> ・ 提供できた → 定額請求 ・ 一部提供できなかった → 日割請求（休業期間を除外して請求） ・ 全く提供できなかった → 請求不可
一部休業の 場 合	月の計画に定めた回数のサービスについて… <ul style="list-style-type: none"> ・ 提供できた → 定額請求 ・ 提供回数は満たなかったが、提供見送りを本人が同意している。または代替サービス等で対応した。 → 定額請求 ・ 全く提供できなかった → 請求不可

4 特殊なサービス提供を行った場合

休業した事業所に替わり、別事業所がサービスを提供することも考えられます。この場合、

- ・ 一定の期間を別事業所で受け入れてもらう
- ・ 複数の事業所を交互に利用する

など、様々なパターンが考えられるため、協力してサービス提供にあたった事業所間で、妥当な額を按分して請求していただきますようお願いいたします。

ひとつの例として、下記のような方法が考えられます。

< 例：A事業所で、3月中で8回の利用計画のうち、2回をB事業所が提供 >

$$\begin{aligned}
 & 31日 \times \underline{2} / 8回 = 7.75日 \approx 8日 \text{ (小数点以下切り上げ)} \\
 & 8日 \times \text{日割単価} \cdots \text{B事業所の請求分} \\
 & 23日 \times \text{日割単価} \cdots \text{A事業所の請求分}
 \end{aligned}$$

5 その他（留意事項）

後々の利用者とのトラブルの防止の観点から、利用者の希望に基づきサービスの利用を一時見送る場合は、定額制のサービスであるため利用料は減額されない（完全休業を除く）ことについて同意を得るようお願いいたします。

なお、利用者からの希望に基づき、契約を解除した場合のサービス費の請求の取扱いは、従前どおりであることを申し添えます。

介護保険課 介護サービス担当職員	TEL：21-3023, 3024, 3036 FAX：26-5936
地域包括ケア推進課 企画・管理担当	相澤, 蝦名 TEL：21-3041 FAX：26-5936
指導監査課 高齢者担当	高木, 渡辺 TEL：21-3923 FAX：21-3928